議　　題

建設関係部課長会議

議題１　認定市道内にある個人名義の土地について（碧南市提出）

【要旨】道路法（昭和二十七年法律第百八十号）では、新設道路を築造する場合は、認定をし、区域決定をして、個人から権原を取得して新設道路を築造するのが法の趣旨と思われます。碧南市では、古く認定された市道で、推測でありますが、地権者からの口約束等で市が道路を管理することにより、権原取得をしていない個人名義の土地が市道の中に残っています。

固定資産税の課税通知には非課税地を記載しておらず、市道内の個人地は非課税扱いになっているので、土地所有者も存在を知らないことがあります。境界確定や地籍調査などで市道内の個人地が判明した時に寄附を呼び掛けて権原取得に努めていますが、地権者が死亡していたり、相続等によって当時の地権者との約束が不明確で、現地権者からは買収でないと応じない等で権原取得が進まない現状です。改正民法が令和６年４月１日から施行され、相続登記が義務化されるとこのような相談が増えると推測されます。そこで認定市道内にある個人名義の土地の取扱いについてご教示ください。

（１）認定市道内に個人名義の土地が存在しているか。

（２）（１）で「している」の時、個人名義の土地の存在が判明した場合の対応は。

（例「何もしない」、「寄附」か「買収」を呼び掛ける等）

（３）「寄附」の場合は、謝礼等を出しているか。

「買収」の場合の買収単価をどう決定しているか。

（４）個人名義の土地の一部が市道内にある場合、測量、分筆を市が行っているか。

（５）個人名義の土地が未相続の場合は、市が相続登記に関与しているか。
（している場合）どのように対応しているか。

議題２　路面下空洞調査について（豊田市提出）

【要旨】昨今、路面陥没による被害事案が報道され、関心を集めております。
本市においても、今年度に入り２件の陥没事案が発生しており、１件については原因が判明しましたが、残る１件については原因不明の状況です。そのため、陥没の原因究明や他に同様な空洞がないか、路面下の空洞調査が必要と考えています。

そこで、貴市における路面下の空洞調査について、２点お聞きします。

（１）空洞調査の実績（過去全て）、調査方法について

（２）空洞調査を行う場合の考え方（陥没箇所前後 100m 等）について

以上、各市の対応状況についてご教示いただければと思います。

（３）また、管理する全路線において、先端技術の活用等による調査手法がありましたら情報提供をお願いします。

議題３　小規模修繕の発注について（稲沢市提出）

【要旨】本市では、各行政区からの要望や市民からの問合せ（メール・電話連絡）等による既設道路構造物の破損や不具合などの小規模修繕について、その都度、現場確認をした上で土木業者と随意契約を行い、修繕の対応を行っております。

昨年度は３２７件の小規模修繕を発注しており、事務処理も煩雑化し、また土木業者の繁忙期には業者選定にも苦慮している状況です。

そのため、年間通してエリア別に修繕契約を行うことにより、事務の軽減や施工業者の確保を図ることができるため、現在、小規模修繕に対する発注方法を模索しております。

そこで、貴市における小規模修繕の発注方法、施工業者の選定方法の状況について、御教示いただきますようお願いいたします。

（１）小規模修繕の発注方法について

（２）施工業者の選定方法について

議題４　前面道路に側溝のない農地の開発について（岩倉市提出）

【要旨】田んぼ等の農地の開発が行われる際、前面道路に側溝がなく、法面の状態となっている道路について、当市では新設側溝の布設を必ずしも求めておらず、法面の埋立ての道路工事施行承認申請があれば承認をしています。その際、道路の表面排水のことを考慮し、水たまりができないよう設計指示していますが、施工後、場合によっては水たまりができ、苦情の原因となっています。

そこで、このような状況の対策について何か行っていることがありましたら参考にさせていただきたいので、ご教示願います。

※現場参考例



議題５　道路等に越境する民地の樹木の取り扱いについて（田原市提出）

【要旨】民地の樹木が道路側に越境（はみ出し）し、通行に支障をきたすことがあり、それに対する苦情や通報が道路管理者に寄せられます。隣地の樹木は民法上、切れないこともあり道路管理者としては、土地所有者に剪定等の管理を促す措置を行っていますが、このたび、民法の改正があり、場合によっては、こちら側が切ってもよいこととなりました。（法改正施行は、2023 年（令和 5 年）4 月の予定）

ついては、民法の改正も踏まえ、現行で、また今後、どのように民地の樹木の対応を行っていくかお伺いします。

仮に土地所有者が「市で切ってくれればいい」となっても、原則として民地の樹木の剪定は行っていません。（なお、倒木等で著しく交通に支障がある場合は緊急処置として行う場合はあります。）

（１）現在の貴市の対応状況について

（２）民法の改正を踏まえ、今後、どのように対応（予定含む）していくのか

議題６　生活道路の整備方針、計画等について（蒲郡市提出）

【要旨】蒲郡市では、生活道路の整備については、区画整理事業や地元要望による道路拡幅事業で進めてきた。

平成１５年度に要望道路取扱要領を制定し、関係者全員の同意書の添付を要件として、要望道路取扱審査会で認められた路線に関して整備を行っているが、過去１０年間で５路線の整備にとどまっている。

また、令和３年度に狭あい道路（道路幅員４ｍ未満の生活道路）整備促進事業として、後退用地の寄附を条件に測量、分筆、舗装整備等を市で行うなど、後退用地の適正管理や用地取得を進めているが、一路線としての整備につながっていない。

そのため、生活道路の整備方針の策定について検討を行なっているが、各市の状況をご教示いただきたい。

（１）　生活道路の整備方針、計画等の有無について

ア　ある場合は、策定年度、内容等についてご教示ください。

イ　ない場合は、生活道路の整備をどのように進めているかご教示ください

（２）　建築基準法上の法定外道路（道路幅員１．８ｍ未満の道路）について

ア　市道認定のある法定外道路はございますか。

イ　拡幅等の整備を行うことはございますか。